○台東区芸術文化財団広告事業実施要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人台東区芸術文化財団(以下「財団」という。)の資産を有効活用することにより、新たな財源を確保するため、財団の有する資産に民間企業等の広告を掲載する「広告事業」の実施に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 広告媒体 次に掲げる財団の資産のうち、広告掲載が可能なものをいう。
 - ア 財団が発行する各種刊行物、印刷物
 - イ 財団が運営するインターネットのホームページ
 - ウ その他広告媒体として活用できる資産で公益財団法人台東区芸術文化財団 理事長(以下「理事長」という。)が個別に定めるもの
 - (2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載又は掲出することをいう。

(広告掲載の基準)

第3条 理事長は、広告掲載の適否を判断するため、別に基準を定めるものとする。

(広告の規格等)

第4条 広告の規格及び掲載位置は、広告事業の事務局長(以下「事務局長」という。) が別に定めるものとする。

(広告掲載料)

第5条 広告掲載料は、当該広告媒体の性質、発行部数、広告の大きさ及び発行経費等 を勘案し、事務局長が別に定めるものとする。

(広告掲載の募集方法)

第6条 広告掲載の募集は、公益財団法人台東区芸術文化財団公式ホームページ、広報 紙及び各種事業で発行する刊行物により行う。ただし、理事長が特に認めた場合はこ の限りでない。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告掲載の申込みをする者(以下「申込者」という。)は、広告掲載申込書(第1号様式)又は理事長が別に定める方法により、掲載を希望する広告物の内容、表現を表示した原稿案を添えて理事長に申し込むものとする。

(広告掲載の決定)

- 第8条 理事長は前条の申込みを受理したときは、内容を審査の上、広告の適否を決定し、 その結果を申込者に通知書(第2号様式、第3号様式)により通知する。
- 2 理事長は、前項に基づく広告掲載の決定に際して、仕様の変更その他必要な条件を 付すことができる。

(広告掲載の決定の順位)

第9条 広告掲載の決定の順位については、広告掲載の申込みの到着順とする。ただし、 理事長が特に認めた場合はこの限りでない。

(広告主の義務と責任)

- 第10条 第8条に基づく広告掲載の決定の通知を受けた申込者(以下「広告主」という。)は、次の事項を遵守しなければならない。
 - (1) 広告の内容等に瑕疵、虚偽、誤記等がないこと。
 - (2) 広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと。
 - (3) 広告に関連する財産権について、その権利処理が完了していること。
 - (4) その他理事長が広告を掲載するにあたり必要と認めること。
- 2 広告主は、前項各号に掲げる事項について、第三者からの苦情、被害救済、損害賠償の請求等の問題が生じたときは、自らの責任でこれを解決しなければならない。

(広告原稿等)

- 第11条 広告主は、指定する期日までに広告原稿又は広告物を理事長へ提出するものとする。
- 2 前項の広告原稿又は広告物の作成にかかる経費は、広告主の負担とする。

(広告掲載料の納付)

第12条 広告主は、広告掲載の決定後、広告掲載料を理事長が指定する日までに一括 納付しなければならない。ただし、理事長が特に認めた場合は、この限りでない。

(広告掲載料の還付)

- 第13条 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責によらない理由により広告掲載ができなかった場合又は理事長が特に認めた場合は、その一部又は全部を 還付することができる。
- 2 前項の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

(権利譲渡等の禁止)

第14条 広告主は、広告掲載の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。ただし、理事長が特に認めた場合は、この限りではない。

(広告掲載の決定の取消し)

- 第15条 理事長は、広告主の行為が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、 広告掲載の決定を取り消すことができる。
 - (1) 第8条第2項の規定による指示又は条件に従わないとき。
 - (2) 広告掲載の承諾後の状況変化等により広告の内容が第3条に基づく基準に抵触したとき。
 - (3) 広告掲載料を指定期限までに納入しなかったとき。
 - (4) 第10条第1項の規定を遵守しないとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載が適切でないと理事長が認めたとき。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、広告事業に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成20年6月13日から施行し、同日以後の広告掲載申込みから適用する。

付 則

この要綱は、平成28年2月1日から施行し、同日以後の広告掲載申込みから適用する。